

2025年12月1日

関係各位

野村證券株式会社

野村アセットマネジメント株式会社

野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社

**個人投資家向け投資一任サービスで国内初  
プライベートアセットを投資対象とする野村SMA(エグゼクティブ・ラップ)専用の  
投信の取扱いを開始**

野村證券株式会社(代表取締役社長:奥田健太郎)は、個人投資家向けとして国内で初めて、投資一任サービスで、プライベートアセットを主たる投資対象とする国内籍公募投資信託の取扱いを本日より開始します。野村證券株式会社では、主なプライベートアセットをいち早くラインナップとして揃え、お客様の資産ポートフォリオ強化のツールとして提供してきました。本件もその取組みの一環となります。

本投資信託「野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド(野村 SMA・EW 向け)」※1 は、野村アセットマネジメント株式会社(CEO 兼代表取締役社長:小池広靖)が運用を行い、先進国を中心とした世界各国の非上場インフラ企業の株式等を実質的な主要投資対象とします。上場株式と異なり換金性に制限がある一方で、相対的に安定したパフォーマンスと他資産との分散効果が見込まれます。本投資信託の設定により、個人のお客様へプライベート投資の提供範囲を広げ、ポートフォリオの多様化と長期的な資産形成の支援を強化します。

なお、野村 SMA(エグゼクティブ・ラップ)※2 はお客様のご意向をもとに、お客様にかわって、資産運用を行う投資一任サービスです。資産配分や投資信託の選定については、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社(代表取締役社長:八木忠三郎)が中心となって行っています。

野村グループはこれまで、「パブリックに加え、プライベート領域の拡大・強化」の戦略にもとづき、商品・サービスにおけるプライベートアセットへの投資機会を拡大してきました。今後もグループ経営の基礎となるパス「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」のもと、資産運用立国の実現に向けて、さらなる取組みを進めています。

以上

\*<sup>1</sup> 野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド(野村SMA・EW向け)とは、野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンドとマザーファンドを同一にするSMA・EW向けの投資信託です。野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンドの詳細は<https://www.nomura-am.co.jp/fund/funddetail.php?fundcd=180382>をご参照ください。

\*<sup>2</sup> 野村SMA(エグゼクティブ・ラップ)とは、お客様から投資判断に関する一任をいただき、お客様の口座において有価証券に関する運用と管理を行う投資一任サービスです。詳細は  
<https://www.nomura.co.jp/solution/financial-assets/wrap/sma/>をご参照ください。

### 【野村 SMA の料金とリスク】

野村 SMA の料金は、投資一任報酬と SMA 報酬の合計額となります。投資一任報酬・SMA 報酬の料率は資産クラスごとにあらかじめ定められております。投資一任報酬は最大で運用資産の 0.110%(税込み・年率)、SMA 報酬は最大で運用資産の 1.540%(税込み・年率)となります。このほかに投資信託では運用管理費用(信託報酬)(最大で信託財産の 4.00%(概算)(税込み・年率))、信託財産留保額(最大で信託財産の 0.5%)、その他費用をご負担いただきます。その他費用は運用状況等により変動するため、事前に上限額等を示すことができません。また、投資一任契約に基づく投資信託への投資は、投資信託の基準価額等が変動しますので損失が生じるおそれがあります。詳しくは、お客様向け資料、契約締結前交付書面及び目論見書をよくお読みください。(また、投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の報酬・手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては、目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。)なお、上記の投資一任報酬、SMA 報酬等は、あくまで最大の料率を表示しておりますので、お客様のご負担になる実際の料率に関しましては、お客様が採用されるプランに係る投資提案書等をご参照ください。

### 【当ファンドの投資リスク】

ファンドは、外国投資法人等への投資を通じて、株式、債券およびローン等に実質的に投資する効果を有しますので、当該株式の価格下落、金利変動等による当該債券およびローンの価格下落や、当該株式の発行会社、当該債券およびローンの発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。ファンドは実質的に未上場株式を組み入れますので、流動性等による価格下落により、基準価額が下落ことがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

\* 詳しくは投資信託説明書のリスクをご確認ください。

### 【当ファンドに係る費用】(2025 年 12 月現在)

#### ● ご購入時手数料

ありません。

#### ● 運用管理費用(信託報酬) ファンドの保有期間中に、期間に応じてかかります。

・純資産総額に年 0.605%(税抜年 0.55%)の率を乗じて得た額

・実質的にご負担いただく信託報酬率(信託報酬に、ファンドが投資対象とする外国投資法人の信託報酬を加えた概算値)：年 1.855%程度(税込)+成功報酬

なお、投資対象とする外国投資法人には、運用実績に応じて成功報酬がかかります。

#### ● その他の費用・手数料ファンドの保有期間中に、その都度かかります。

(運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。)

・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料

・外貨建資産の保管等に要する費用

・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用

・ファンドに関する租税 等

#### ● 信託財産留保額(ご換金時)

1万口につき基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

**【個人投資家向け投資一任サービスのお申込みは】**

**野村證券株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 142 号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

**【当ファンドの設定・運用は】**

**野村アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 373 号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

**【資産配分や投資信託の選定については】**

**野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 451 号

加入協会:一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号(第 011-00961 号)